

県の条例が改正され 営業の施設基準及び申請手数料が 変わりました!

ここが変わります!

- ① 営業許可を受けるための施設基準が変わります
- ② 営業許可を申請する手数料が変わります (裏面参照)

① 令和3年6月1日以降に営業許可を受ける場合、 全ての施設が新たな施設基準を満たす必要があります。

施設基準(食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例)

1.各営業に共通する施設基準

営業を営む全ての施設が食品を衛生的に取り扱うために、共通して満たす必要がある施設基準です。

2.営業ごとの施設基準

1.に加えて、営業を営む全ての施設が取り扱う食品や営業の特性に応じて、業種ごとに満たす必要がある施設基準です。

3.生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準

1.2.に加えて、特に注意が必要な食品を取り扱う、生食用食肉を調理又は加工する施設及びふぐを処理する施設が満たす必要がある施設基準です。



詳しくはこちらへ→

営業許可を受ける施設は、原則、各営業に共通する基準(別表第1(第2条関係))に加え、許可を受けようとする営業許可業種の営業ごとの施設基準(別表第2(第2条関係))を満たす必要があります。さらに、生食用食肉やふぐを取り扱う施設は、生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準(別表第3(第2条関係))を満たす必要があります。

■お問合せ

機関名		電話	所管区域
平塚保健福祉事務所	食品衛生課	0463(32)0130	平塚市、大磯町、二宮町
平塚保健福祉事務所 秦野センター	食品衛生課	0463(82)1428	秦野市、伊勢原市
鎌倉保健福祉事務所	食品衛生課	0467(24)3900	鎌倉市、逗子市、葉山町
鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	生活衛生課	046(882)6811	三浦市
小田原保健福祉事務所	食品衛生課	0465(32)8000	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
小田原保健福祉事務所 足柄上センター	生活衛生課	0465(83)5111	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
厚木保健福祉事務所	食品衛生課	046(224)1111	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
厚木保健福祉事務所 大和センター	食品衛生課	046(261)2948	大和市、綾瀬市

より詳しい情報は、神奈川県 HP へ

神奈川県 食品衛生法改正 検索

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課



2 令和3年6月1日以降に営業許可を受ける場合、 許可申請手数料が変わります。

食品衛生法が改正され、営業許可業種が見直しされたことに伴い、営業許可申請手数料も改正されました。
新しい許可申請手数料は以下のようになります。

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例 別表第4(第4条関係)

詳しくはこちらへ→



令和3年
6月1日
以降

許可業種	新規手数料	継続手数料 ^{※1} (更新手数料は名称を変更しました)
飲食店営業	16,060円 → 16,000円	8,030円 → 12,000円
調理の機能を有する自動販売機営業 ^{※2}	－ → 9,600円	－ → 7,200円
食肉販売業	9,660円 → 9,600円	4,830円 → 7,200円
魚介類販売業	9,660円 → 9,600円	4,830円 → 7,200円
魚介類競り売り営業	21,060円 → 21,000円	10,530円 → 15,750円
集乳業	9,660円 → 9,600円	4,830円 → 7,200円
乳処理業	21,060円 → 21,000円	10,530円 → 15,750円
特別牛乳搾取処理業	21,060円 → 21,000円	10,530円 → 15,750円
食肉処理業	21,060円 → 21,000円	10,530円 → 15,750円
食品の放射線照射業	21,060円 → 21,000円	10,530円 → 15,750円
菓子製造業	14,060円 → 14,000円	7,030円 → 10,500円
アイスクリーム類製造業	14,060円 → 14,000円	7,030円 → 10,500円
乳製品製造業	21,060円 → 21,000円	10,530円 → 15,750円
清涼飲料水製造業	21,060円 → 21,000円	10,530円 → 15,750円
食肉製品製造業	21,060円 → 21,000円	10,530円 → 15,750円
水産製品製造業 ^{※2}	－ → 16,000円	－ → 12,000円
氷雪製造業	21,060円 → 21,000円	10,530円 → 15,750円
液卵製造業 ^{※2}	－ → 14,000円	－ → 10,500円
食用油脂製造業	21,060円 → 21,000円	10,530円 → 15,750円
みそ又はしょうゆ製造業 ^{※2}	－ → 16,000円	－ → 12,000円
酒類製造業	16,060円 → 16,000円	8,030円 → 12,000円
豆腐製造業	14,060円 → 14,000円	7,030円 → 10,500円
納豆製造業	14,060円 → 14,000円	7,030円 → 10,500円
麺類製造業	14,060円 → 14,000円	7,030円 → 10,500円
そうざい製造業	21,060円 → 21,000円	10,530円 → 15,750円
複合型そうざい製造業 ^{※2}	－ → 21,000円	－ → 15,750円
冷凍食品製造業 ^{※2}	－ → 21,000円	－ → 15,750円
複合型冷凍食品製造業 ^{※2}	－ → 21,000円	－ → 15,750円
漬物製造業 ^{※2}	－ → 14,000円	－ → 10,500円
密封包装食品製造業 ^{※2}	－ → 21,000円	－ → 15,750円
食品の小分け業 ^{※2}	－ → 14,000円	－ → 10,500円
添加物製造業	21,060円 → 21,000円	10,530円 → 15,750円

※1 従来の「更新」手続きは「継続」手続きに名称が変更されます ※2 令和3年6月以降新たに追加される業種

なお、食品衛生法が改正され、営業許可業種が見直しされたことで、新たに営業許可の取得又は現在と異なる業種で営業許可の取得が必要になる場合があります。詳細は管轄の保健福祉事務所等へお問合せください。